

【郵送用】（中国語版）

兼 國民健康保險・國民年金届

※没有打上☑时、则看作是「不希望」。チェックが無い場合は「希望しません」と見なします。

本籍 ☐ 新住所と同じ ☐ 新世帯主と同じ ☐ 変更なし				筆頭者 ☐ 新世帯主 ☐ 本人						
(備考) ☐ 異動日確認済 ☐ 本人確認 1有 2無 ・代 [免 バ 個 住 身 在 特 他 2点 その他] ☐ 転入時国保確認 ☐ 保険税説明済 ☐ 本籍地確認済 ☐ 住基ネット確認済 ☐ 母子手帳後日 ☐ 転出証明書コピー ☐ 就学児童生徒有 [月 日] (直)										
児童手当 [新 直 消 公 増 減 変 無] 子医療 [新 直 後 消 変]				説明済 ☐ 入籍 ☐ 母子 ☐ 後期 ☐ 介護 ☐ 障がい ☐ 保険 ☐ 年金 ☐ 福祉 ☐ 国保 ☐ 母子						
(令和6年12月改訂)				受付	印鑑	審査	入力	照合	国保	年金

郵送による転出届について 关于以邮寄办理迁出申报

【転出転入手続きの概要】【办理迁出迁入手续的概要】

住民票を市区町村外に移すには、必ず

将居民票迁移至现在居住地的市区町村以外时、务需

- 1 従来の住所地の市区町村役場に転出届を行い、※「転出証明書（紙）」の交付を受ける
在之前的住址地的市区町村政府办理迁出申报、接受※「迁出证明书（纸面）」
- 2 新しい住所地の市区町村役場に※「転出証明書（紙）」を添付して転入届を行う
在新的住址地的市区町村政府附上※「迁出证明书（纸面）」办理迁入申报

と新旧両方の役場に届け出る必要があります。

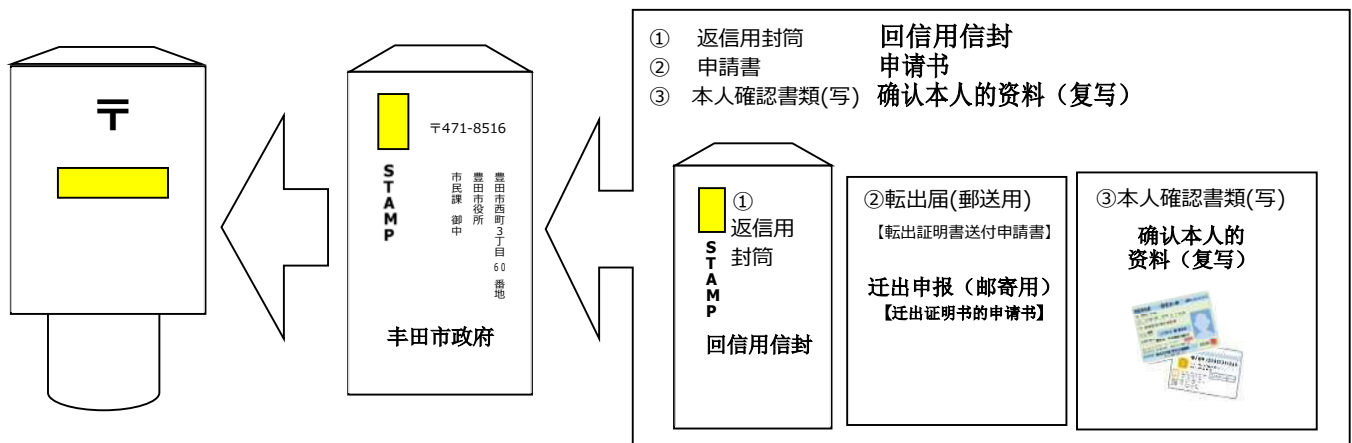
在新旧两方的政府窗口办理申报手续。

※「転出証明書（紙）」はマイナンバーカードや住基カードを利用した転出届の場合、交付されません。転出届後にカードを持参して転入先で転入手続きを行って下さい。

使用我的号码卡或住基卡办理迁出申报时、则不交付※「迁出证明书（纸面）」。办理了迁出申报后、请持卡到迁入地的政府窗口办理迁入手续。

【郵送で転出届を豊田市へ出す場合の手順 以邮寄将迁出申报提交至丰田市时的办理顺序】

- 1 豊田市役所市民課に以下のものを郵送します。将以下资料邮送到 丰田市政府市民课。
【郵送先住所 郵送地の地址】 〒471-8516 愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所



【注意事項】

※ 返信用封筒は、返信先の住所・氏名を記入し、切手を貼っておいてください。

(切手料金につきましては、各自ご確認ください。)

※ 豊田市で交付を受けた証明書(印鑑登録証<印鑑登録カード>・国民健康保険証など)があれば、同封してください。

※ 本人確認できる書類(在留カード、運転免許証、マイナンバーカードまたは健康保険証と年金手帳など)のコピーも入れてください。

【注意事項】

※ 回信用信封、请写上回信处地址・姓名、并粘贴上邮票。

(关于邮票费、请各自进行确认。)

※ 如果手中持有在丰田市发行的证明书(印章登录证<印章登录卡>・国民健康保険証等)、请一同装入信封内。

※ 亦请将能确认本人的资料(在留卡、驾驶证、我的号码卡或健康保険証与养老金手冊等)的复写装入到信封内。

- 2 返信用封筒にて、豊田市役所から「転出証明書」の郵送があります。
由丰田市政府使用(您寄来的)回信用信封将「迁出证明书」邮寄给您。

- 3 郵送された「転出証明書」と印鑑・本人確認書類等を持参して、新住所地の市区町村役場に転入届をします。
请持邮寄给您的「迁出证明书」与印章・确认本人的资料等、到新住址地的市区町村政府办理迁入申报。